

2026年度(令和8年度)入学生用

学生募集要項

Applicant Guidelines

福祉の現場で活躍する
相談援助のプロフェッショナルに。

学校法人みどり学園
大阪健康福祉短期大学
附属福祉実践研究センターしまね支部

社会福祉士通信課程

(旧 島根総合福祉専門学校)

目次

1. 受験資格	1
2. 募集学科	2
3. 学費	2
4. 社会福祉協議会介護福祉士等修学資金の案内について	2
5. 募集対象地域	3
6. 願書受付	3
7. 選考方法	3
8. 小論文課題	3
9. 合否通知	4
10. 修業期間	4
11. 面接授業（スクーリング）	4
12. ソーシャルワーク実習（該当者のみ）	4
13. ソーシャルワーク実習免除について	5
14. 出願手続きから学習開始まで	5
15. 出願書類一覧	7
16. 入学手続き	8
17. 入学手続き後の流れ	8
18. 学習計画	10
19. 実習先一覧	12
20. 指定施設における相談援助業務の範囲	14

出願書類

入学願書

実務経験（見込）申告書

実務経験証明書（個票）

小論文

1. 受験資格

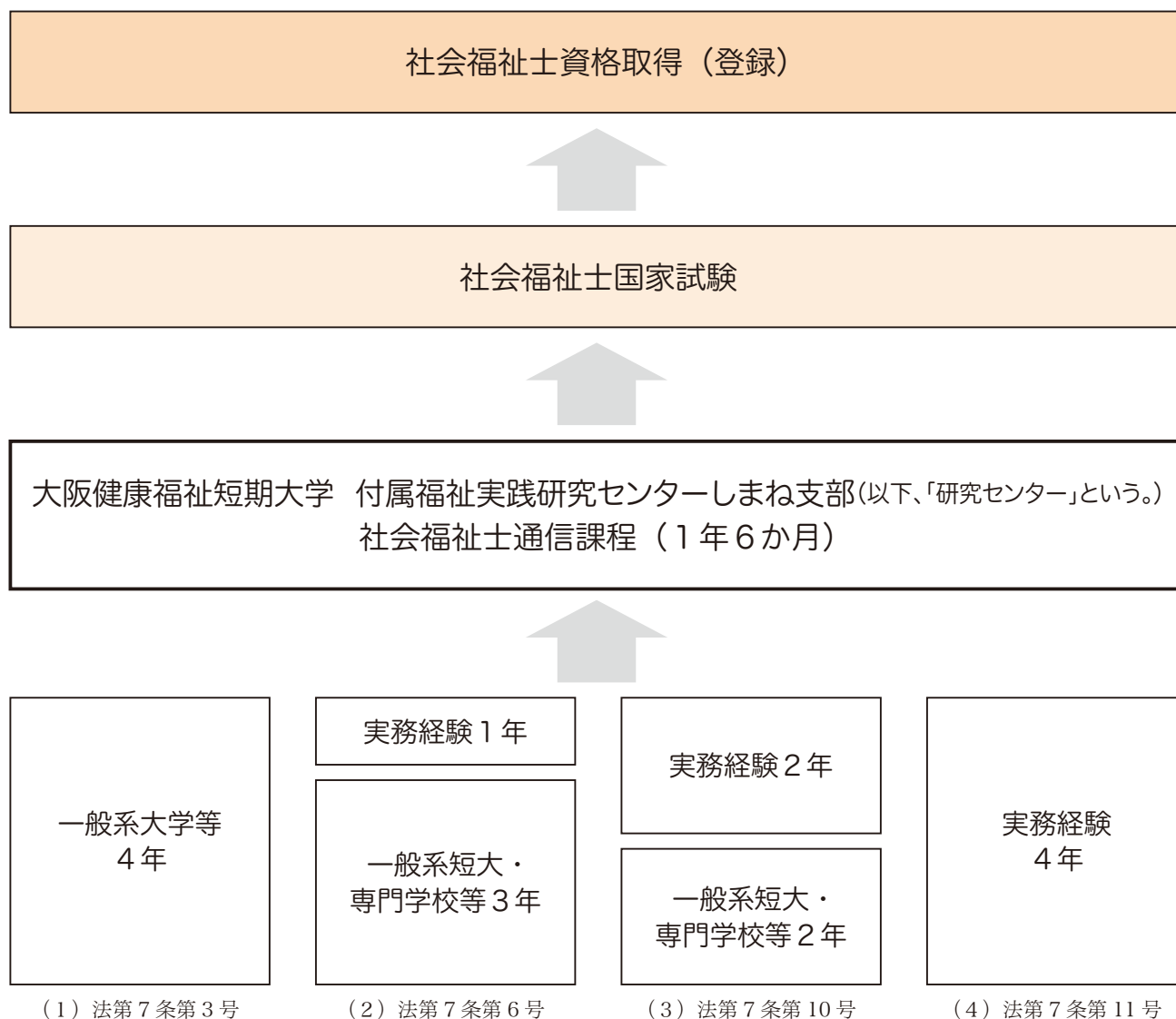
本課程の受験資格要件は以下のいずれかを満たす者です。

- (1) 学校教育法に基づく大学（学部・学科は問わない）を卒業した者またはこれに準ずる者として厚生労働省令で掲げる者（法第7条第3号）
- (2) 学校教育法に基づく3年制の短期大学を卒業した者（夜間または通信による学科を卒業した者を除く）またはこれに準ずる者として厚生労働省で定める者であって、かつ指定施設において1年以上の相談援助の業務に従事した者（法第7条第6号）
- (3) 学校教育法に基づく2年制の短期大学を卒業した者またはこれに準ずる者として厚生労働省で定める者であって、かつ指定施設において2年以上の相談援助の業務に従事した者（法第7条第10号）
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者（法第7条第11号）

※相談援助業務の実務年数については2026年（令和8年）3月31日現在でその要件を満たしていることが必要です。

* 指定施設及び認められる相談援助業務の範囲はP14～P25の表に掲載しています。

<本課程入学後の社会福祉士取得ルート>



2. 募集学科

学科	修業期間	定員
社会福祉士通信課程	1年6か月	40名

3. 学費

項目	金額	実習免除の場合
入学金	30,000円	30,000円
通信授業料	200,000円	200,000円
面接授業料①（ソーシャルワーク演習）	70,000円	70,000円
面接授業料②（ソーシャルワーク実習指導）	25,000円	
現場実習授業料（ソーシャルワーク実習）	97,000円	
合計	422,000円	300,000円
テキスト代	実費	

- 1、入学検定料（5,600円）は出願時に納入してください。
（入学検定料 5,000円＋合否通知郵送料 600円）
- 2、入学金、授業料、面接授業料（スクーリング）等合格通知に同封の学費納入のご案内を確認いただき期日までに納入してください。
- 3、テキストの購入方法については入学手続書類のなかでご案内します。
- 4、入学後に配布する「学習の手引き」等の教材費は授業料に含まれます。ただし、レポートおよび質問票の送料は受講生負担となります。
- 5、実習対象者は別途賠償責任保険料が必要となります。保険の加入手続きは研究センターを通じて行います。
- 6、入学までに指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は「実務経験（見込）申告書」「実務経験証明書（個票）」を提出することにより、本課程の卒業に必要なソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導が免除されます。

*いったん納入された入学検定料、入学金は返金いたしませんので予めご了承ください。

4. 社会福祉協議会介護福祉士等修学資金の案内について

各都道府県社会福祉協議会において、介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する学生に対し修学資金の貸付等（返還免除規定あり）を行っています。希望される方は各都道府県社会福祉協議会の担当窓口にお問い合わせください。

5. 募集対象地域

島根県、鳥取県、山口県、広島県、岡山県

6. 願書受付

締切	受付期間	合否通知
第1次募集締切	2025年(令和7年)10月1日(水)～10月31日(金)	募集締切後、2週間程度で郵送により通知いたします。また、合格者には入学手続きの案内をいたします。その際、入学手続きの締切日を必ず確認ください。
第2次募集締切	2025年(令和7年)11月4日(火)～11月28日(金)	
第3次募集締切	2025年(令和7年)12月1日(月)～12月19日(金)	
第4次募集締切	2026年(令和8年)1月5日(月)～1月30日(金)	
第5次募集締切	2026年(令和8年)2月2日(月)～2月27日(金)	

* 定員に達した場合、受付を締め切ることがあります。

* 受付募集期間内に提出書類を研究センターへ、持参又は書留で郵送してください。締切日は必着とします。直接持参の場合は事前に電話連絡の上、月曜日から金曜日の9時から16時まで受け付けます。

<願書提出先> 研究センター所定の封筒にて郵送してください

大阪健康福祉短期大学 附属福祉実践研究センターしまね支部 社会福祉士通信課程 入試係
〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬 753-15

7. 選考方法

小論文と書類審査による

8. 小論文課題

小論文の記述は、黒のボールペンまたはインクを使い（消せるボールペン使用不可）、所定の原稿用紙（綴り込み）に楷書で丁寧に自書し、折り込みの表紙を付けて提出してください。ワープロやパソコン、コピーでの提出は不可です。また、訂正が必要な場合は、修正のためのインクやテープ等を使用せず、訂正部分に二重線を引き、訂正印を押印し、その上下に記述してください。

課題（800字以内で記述）

「わたしが社会福祉士を目指す理由」について述べて。

9. 合否通知

合否通知は募集締切後、2週間程度で郵送により通知いたします。
電話等でのお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

10. 修業期間

2026年（令和8年）4月1日～2027年（令和9年）9月30日（1年6か月）

<第1学期> 2026年（令和8年）4月1日から2026年（令和8年）8月31日まで

<第2学期> 2026年（令和8年）9月1日から2026年（令和8年）12月31日まで

<第3学期> 2027年（令和9年）1月1日から2027年（令和9年）5月31日まで

<第4学期> 2027年（令和9年）6月1日から2027年（令和9年）9月30日まで

*都合により、日程を変更する場合があります。

11. 面接授業（スクーリング）

(1) 「ソーシャルワーク演習」（全員必修）

2026年（令和8年）6月～8月に安来キャンパスで実施します。

*ソーシャルワーク演習は出席時間数のすべてを受講しなければなりません。

詳細日程は担当講師が決まり次第、ご連絡いたします（6日間。時間数は45時間）。

*時間割等の詳細については、面接授業開始前にご連絡いたします。

*法令等の改正により、ソーシャルワーク演習の日数及び時間数が変更となる場合があります。

(2) 「ソーシャルワーク実習指導」（該当者のみ）

2026年（令和8年）6月～8月に安来キャンパスで実施します。

詳細日程は担当講師が決まり次第、ご連絡いたします（4日間。時間数は27時間）。

*時間割等の詳細については、面接授業開始前にご連絡いたします。

*ソーシャルワーク実習が必要な方は「ソーシャルワーク実習指導」（面接授業）を受けなければなりません。

*法令等の改正により、ソーシャルワーク実習指導の日数及び時間数が変更となる場合があります。

12. ソーシャルワーク実習（該当者のみ）

2026年（令和8年）9月～12月までの期間内に240時間以上（機能の異なる実習施設2か所。60時間以上と180時間以上）のソーシャルワーク実習が必要となります。

*入学前日（2026年（令和8年）3月31日）までに指定施設において、相談援助業務の実務経験が1年未満の方は実習が必要となります。

実習対象の方は願書を提出する前に個別相談が必要です。

（個別相談は2025年（令和7年）12月末までとなっています）

勤務されている方は、勤務先と十分に調整を行ったうえで願書を提出してください。

*「指定施設における相談援助業務の範囲」（P14～P25）にてご自分の経験が実務経験として当てはまるかどうか確認してください。

*実習先施設及び期間等に関しては必ずしも希望通りにならないことがありますのでご了承ください。

*実習日程については、実りある実習を受けていただくために、原則として週4日以上平日集中型とします。また、実習施設の都合を優先する場合があります。

*法令等の改正により、ソーシャルワーク実習の日数及び時間数が変更となる場合があります。

13. ソーシャルワーク実習免除について

入学までに指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は「実務経験（見込）申告書」「実務経験証明書（個票）」を提出することにより、本課程の卒業に必要なソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導が免除されます。

14. 出願手続きから学習開始まで

Step 1：出願提出書類の作成（入学希望者）

(1) 出願者全員に共通な書類 ※出願書類一覧（7ページ）をご確認ください

- ①入学願書（研究センター所定）
- ②小論文（研究センター所定）
- ③カラー写真1枚（上半身正面4×3cm。3か月以内に撮影）
 - ・入学願書に貼付してください（裏面に氏名を明記）
- ④入学検定料5,600円（入学検定料5,000円+可否通知郵送料600円）を下記の口座に振り込みをしてください。また、領収書等振り込みが完了したことを証する書類のコピーを願書の裏面に貼付してください。
 - ・入学願書持参の場合は現金でも可能です。
 - ・必ず受験者本人の氏名で振り込みをしてください。

金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義
山陰合同銀行	島大前支店	普通	4500952	オオサカケンコウフクシタンキダイガク 大阪健康福祉短期大学 ガクチョウ 学長 マナベ ユタカ 眞鍋 穰

(2) 入学資格要件別に必要な書類 ※出願書類一覧（7ページ）をご確認ください

- ①一般系大学等4年卒業（見込み）の方
 - ・卒業証明書
 - ・実務経験（見込）申告書（※実習免除該当者のみ必要）
 - ・実務経験証明書（個票）（※実習免除該当者のみ必要）
- ②一般系短大・専門学校等3年卒業（見込み）+実務経験1年（見込み）以上の方
- ③一般系短大・専門学校等2年卒業（見込み）+実務経験2年（見込み）以上の方
 - ・卒業証明書
 - ・実務経験（見込）申告書
 - ・実務経験証明書（個票）
- ④実務経験4年（見込み）以上の方
 - ・実務経験（見込）申告書
 - ・実務経験証明書（個票）

Step 2 : 出願書類等の郵送 (入学希望者→本課程)

- ・ 入学願書等は、研究センター所定の専用封筒に入れて、社会福祉士通信課程入試係へ書留で所定の期日(必着)までに郵送あるいは直接、入試係まで提出してください。
- ・ 書類等が不足している場合は、受付できませんので郵送前に必ず確認をしてください。

Step 3 : 入学者選考 (本課程)

- ・ 合否の選考は小論文および書類審査により行います。
※小論文および入学願書、検定料はいかなる理由があっても返還いたしません。

Step 4 : 合否通知 (本課程→入学希望者)

- ・ 入学選考の合否結果は、募集締切後2週間程度で郵送により通知します。
- ・ 合格者には入学手続書類を送付いたします。
※電話等による合否の問い合わせには一切、応じられません。
※合格された方が入学を辞退する場合は、速やかに電話連絡してください。
(後日、正式な文書で入学辞退届を提出してください。)
※合否通知および入学手続書類を紛失された方は別途再発行手数料がかかります。

Step 5 : 入学手続き・学費の納付 (合格者)

- ・ 入学手続書類に基づき指定期日までに入学手続きを完了してください。
- ・ 入学金、通信授業料、面接授業料、現場実習費(該当者のみ)、実習指導授業料(該当者のみ)は指定期日までに振り込んでください(2ページ参照)。
※上記の学費の他にテキスト代等が必要となります。本課程から送付する「テキスト注文書」により、テキストを購入していただきます。
※実習対象者は別途賠償責任保険料が必要となります。保険の加入手続きは研究センターを通じて行います。

Step 6 : 補助教材等を送付 (本課程→合格者)

- ・ 補助教材(学習の手引き等)を送付いたします。

Step 7 : 学習の開始

15. 出願書類一覧

入学資格によって必要書類が異なります。よくご確認ください。

		一般系大学 等（4年）	一般系短大 等（3年） + 実務経験 （1年）	一般系短大 等（2年） + 実務経験 （2年）	実務経験 （4年）
1	入学願書（研究センター所定）	○	○	○	○
2	小論文（研究センター所定）	○	○	○	○
3	カラー写真1枚 （入学願書に貼付）	○	○	○	○
4	振り込みが完了したことを証する書類のコピー （入学願書裏面に貼付）	○	○	○	○
5	卒業（見込）証明書（原本）	○注1	○注1	○注1	×
6	実務経験（見込）申告書 （研究センター所定）	△注2	○	○	○
7	実務経験証明書（個票） （研究センター所定）	△注2	○	○	○

注1：卒業証書の写しではなく、卒業証明書（原本）を提出してください。

注2：一般系大学を卒業後、指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は、ソーシャルワーク実習が免除となります。ソーシャルワーク実習の免除を希望される方は、必ず「実務経験（見込）申告書」「実務経験証明書（個票）」提出してください。

実習対象の方は願書を提出する前に個別相談が必要です。

（個別相談は2025年（令和7年）12月末までとなっています）

勤務されている方は、勤務先と十分に調整を行ったうえで願書を提出してください。

※入学申し込み時の提出書類に記載された学歴や実務経験・職種が異なった場合は本課程を修了しても国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後でも資格を取り消される場合がありますので十分ご注意ください。

※証明書と願書等の姓名が異なる場合は戸籍抄本を添付してください。

※一度提出された書類は合否にかかわらず、一切返却いたしませんのでご了承ください。

※受験資格を「見込み」で提出された方は、4月に改めて正式な申告書、証明書を研究センターに提出してください。

16. 入学手続き

- ・合格者には合格通知と入学手続き関係書類を送付いたします。指定期日までに手続き（学費の納付を含む）を完了してください。
- ・指定期日までに手続きを完了されない場合は、入学辞退とみなします。

17. 入学手続き後の流れ

1、入学手続・教材配布

<入学決定>

入学を承認され、入学手続をすると、本課程の受講生となり、国家資格取得に向けての学習が始まります。

<教材・学習の手引きの配布>

入学が決定すると、教材が配布されます。特に「学習の手引き」には学習の進め方や課題、各種手続きなどが掲載されていますので、よく読んでおいてください。

2、自宅学習・レポート提出

<自宅学習>

通信教育は教材の熟読が前提です。毎日計画的に読み、理解し、レポートを作成してください。また、わからないところは担当教員に質問することができます。

<レポート提出>

科目ごとに示された課題について、レポートを提出します。レポートは、各学期ごとの提出となりますが、学期をまたがって学習する科目はその途中でレポートを提出します。いずれも提出期限は厳守です。期限までに提出できない科目については、卒業判定時「科目修得の再認定」「継続履修」となります。

3、面接授業・ソーシャルワーク実習

<面接授業>

自宅学習を補い、教員や受講生同士のコミュニケーションを深めるのが面接授業（スクーリング）です。援助技術の演習や実習の指導が行われます。また、理解度を評価するために試験を実施します。
この面接授業の全日程の出席は卒業要件になっています。

<ソーシャルワーク実習>（該当者のみ）

指定施設における相談援助業務の経験（1年以上）のない受講生は、ソーシャルワーク実習が必須です。実際の現場において指導者のもとで、ソーシャルワーク業務の実習をします。

4、各科目の合否判定・再判定・卒業

<合否判定>

各科目の合否判定は、学期ごとに提出するレポートの採点と面接授業の出席、面接授業試験の成績を総合して判定します。全科目に合格することが卒業要件です。また、ソーシャルワーク実習は実習評価、出席、提出物等で判定します。

<科目履修の再認定>

全科目の合否判定の結果、不合格科目や期末レポートを期限までに提出できなかった科目があわせて5科目以内の場合に限り再認定を受けることができます。

<継続履修>

再認定で不合格になった科目、レポートを期限までに提出できなかった科目のうち、再認定を受けることができなかった科目、面接授業を欠席した場合については、履修継続手続きを行い、卒業延期（留年）して継続履修できます。

<卒業>

卒業後はいよいよ国家試験への準備です。受験までの期間は、各自の受験対策期間となります。

5、国家試験受験

これまでの学習成果を試すときです。万全の体制で受験日を迎えてください。

18. 学習計画

		学期				卒業判定	
		1 学期	2 学期	3 学期	4 学期	卒業許可	再認定
		6 科目	5 科目	6 科目	5 科目		
自由学習	レポート	7 課題 1.医学概論① 2.心理学と心理的支援① 3.社会学と社会システム① 4.社会福祉調査の基礎① 5.社会福祉の原理と政策①② 6.障害者福祉①	7 課題 1.ソーシャルワークの基盤と専門職① 2.ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）① 3.ソーシャルワークの理論と方法①② 4.社会保障①② 5.高齢者福祉①	8 課題 1.ソーシャルワークの理論と方法（専門）①② 2.地域福祉と包括的支援体制①② 3.ソーシャルワーク演習① 4.ソーシャルワーク演習（専門）① 5.児童・家庭福祉① 6.貧困に対する支援①	7 課題 1.ソーシャルワーク演習（専門）②③④ 2.福祉サービスの組織と経営① 3.保健医療と福祉① 4.権利擁護を支える法制度① 5.刑事司法と福祉①	9月30日 合格者には9月末日付で卒業証書を送付します（10月初旬） 卒業時に履修状況を通知します	10月初旬 レポート未提出科目を含む不合格科目5科目以内 合格者には9月末日付で卒業証書を送付します 不合格科目及び面接授業欠席科目、レポート未提出科目がある場合は、修業年限の翌年度の9月末日まで（継続履修）ができません
	提出期限	2026年 8月31日	2026年 12月21日	2027年 4月26日	2027年 7月26日		
	レポート	＊ソーシャルワーク実習指導 実習前：①②・・・2026年5月31日（必着） 実習後：③・・・実習の全日程終了後2週間以内に提出					
面接授業	令和8年6月～8月予定 <u>全日程に出席することが卒業要件です。</u> 欠席した場合は継続履修期間に受講可能						
備考	※レポートは提出期限必着 ※修業期間（10.）の各学期とレポートの提出期限が異なりますので、注意してください。 ※合格点は、レポート（100点満点）・面接授業試験（100点満点）、各々60点以上を合格とします。 <u>ただし、レポート評価において、複数のレポート課題がある科目については、すべての課題についての提出が必要であり、そのすべてのレポートについて60点以上の評価であれば、合格とします。</u> ※各学期の学習科目・提出期限については変更する場合があります。 <u>※法令等の改正により、カリキュラムが一部変更となり、科目数およびレポート数が増減する場合があります。</u>						

面接授業日程表

◇面接授業（スクーリング）の日程（例）

● 1回目 ソーシャルワーク実習指導（実習該当者のみ受講）

	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50
1日目	ソーシャルワーク実習指導				
2日目	ソーシャルワーク実習指導				
3日目	ソーシャルワーク実習指導				
4日目	ソーシャルワーク実習指導				

※ 2026年（令和8年）6月～8月に予定

● 2回目 ソーシャルワーク演習（全員受講しなければなりません）

	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50
1日目	オリエン テーション	ソーシャルワーク演習			
2日目	ソーシャルワーク演習				
3日目	ソーシャルワーク演習				
4日目	ソーシャルワーク演習				
5日目	ソーシャルワーク演習				
6日目	ソーシャルワーク演習				

※ 2026年（令和8年）6月～8月に予定

※ 「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク実習指導」は異なる科目です。
科目名に注意してください。

※ 2026年（令和8年）4月下旬頃に郵送にて決定の日程を送付いたします。

19. 実習先一覧（2025年4月1日現在）

- ・2026年（令和8年）3月31日現在で厚生労働省告示による指定施設において相談援助業務の実務経験が1年未満の方は「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」の履修が必要となります。
- ・指定施設における相談援助業務の範囲についてはP14～P25を参照してください。
- ・該当する方は所定の期間内に研究センターが指定する下記の施設で、240時間以上（機能の異なる実習施設2か所。60時間以上と180時間以上）のソーシャルワーク実習を行います。

都道府県	実習病院・施設	所在地
島根県	（社福）安来市社会福祉協議会	安来市
島根県	松江市福祉事務所	松江市
島根県	（社福）松江市社会福祉協議会	松江市
島根県	（社福）山陰家庭学院 介護老人福祉施設 ゆうなぎ苑	松江市
島根県	（社福）山陰家庭学院地域密着型介護老人福祉施設ゆうなぎホーム	松江市
島根県	（社福）山陰家庭学院 障害児入所施設 松江学園	松江市
島根県	（社福）山陰家庭学院 障害者支援施設 はばたき	松江市
島根県	（社福）共和会 救護施設 新生園	松江市
島根県	医療法人財団 公仁会 鹿島病院	松江市
島根県	（社福）みずうみ 地域密着型介護老人福祉施設 あさひ乃苑	松江市
島根県	（社福）多伎の郷 特別養護老人ホーム 潮風苑	出雲市
島根県	（社福）真心会 特別養護老人ホーム るんびにい苑	出雲市
島根県	（社福）ひまわり福祉会 特別養護老人ホーム ひまわり園	出雲市
島根県	雲南市立病院	雲南市
島根県	（社福）雲南市社会福祉協議会	雲南市
島根県	（社福）雲南ひまわり福祉会 きすきの里	雲南市
島根県	（社福）友愛会 特別養護老人ホーム 愛寿園	飯南町
島根県	（社福）邑南町社会福祉協議会	邑南町
島根県	社会医療法人仁寿会 介護老人保健施設 仁寿苑	川本町
島根県	（社福）亀の子	大田市
島根県	（社福）大田市社会福祉協議会	大田市
島根県	江津市福祉事務所	江津市
島根県	（社福）島根整肢学園	江津市
島根県	（社福）いわみ福祉会 障害者支援施設 桑の木園	浜田市
島根県	（社福）浜田福祉会 特別養護老人ホーム 美川苑	浜田市
島根県	（社福）わかくさ福祉会 デイサービスセンター 共楽苑	益田市
鳥取県	（社福）こうほうえん 介護老人福祉施設 新さかい幸朋苑	境港市
鳥取県	（社福）こうほうえん 介護老人福祉施設 さかい幸朋苑	境港市
鳥取県	（社福）地域で暮らす会 障害者生活支援センター まちくら	米子市
鳥取県	（社福）こうほうえん なんぶ幸朋苑	米子市
鳥取県	（社福）こうほうえん 錦海リハビリテーション病院	米子市

鳥取県	(社福) もみの木福祉会 もみの木園	米子市
鳥取県	鳥取県立喜多原学園	米子市
鳥取県	社会医療法人仁厚会 米子東病院	米子市
鳥取県	(社福) 仁厚会 介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条	北栄町
鳥取県	(社福) 敬仁会 介護老人福祉施設 ル・ソラリオン	倉吉市
鳥取県	(社福) 敬仁会 マグノリア地域包括支援センター	倉吉市
鳥取県	(社福) 賛幸会 特別養護老人ホーム のでらはまゆう	鳥取市
鳥取県	(社福) こうほうえん いなば幸朋苑	鳥取市
鳥取県	社会医療法人仁厚会 介護老人保健施設 ル・サンテリオン鹿野	鳥取市
鳥取県	(社福) 鳥取県厚生事業団 障害者支援センター しらはま	鳥取市
鳥取県	日野病院組合 日野病院	日野町

* 実習施設への事前の問合せや連絡等は、一切ご遠慮ください。

* 人事異動等の事由で実習施設の実習指導者が不在となった場合、その施設で実習が行えない場合があります。

* 鳥根県西部、鳥取県東部、鳥取県中部の方でお近くに実習施設がない場合は、個別にご相談ください。(実習施設の要件を満たす施設がお近くにあれば、実習が可能となる場合があります)

※法令等の改正により、相談援助実習の日数及び時間数が変更となる場合があります。

20. 指定施設における相談援助業務の範囲

実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援発第0703第1号）」厚生労働省社会・援護局長通知により定められています。

次ページ以降に（公財）社会福祉振興・試験センター、第37回社会福祉士国家試験「受験の手引」（抜粋）の施設種類、職業、施設・職種コードを掲載しています。

【実務経験（見込）申告書、実務経験証明書（個票）作成の注意事項】

- 1、「実務経験（見込）申告書」「実務経験証明書（個票）」の「施設種類」「職種」欄には次ページ以降の表中の該当する「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」を記載されているとおりに、記入してください。
- 2、「実務経験（見込）申告書」はご自身が記入するものです。「実務経験証明書（個票）」と記載内容が相違しないようにしてください。
- 3、次ページ以降の表に記載されていない「施設種類」「職種」の方は過去に対象となっている場合がありますので、お問い合わせください。

※最新の情報は、（公財）社会福祉振興・試験センターでご確認ください。

（ホームページ https://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html）

指定施設における相談援助業務の範囲

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援発第0703第1号）」厚生労働省社会・援護局長通知により定められています。

※（公財）社会福祉振興・試験センター 第37回社会福祉士国家試験「受験の手引」（抜粋）

児童分野		施設・職種コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児童福祉法	児童相談所 1- (2)	児童福祉司	1361
		児童心理司	1362
		受付相談員	1363
		相談員	1364
		電話相談員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設 1- (3)	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
		自立支援担当職員	1374
	児童養護施設 1- (4)	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		自立支援担当職員	1387
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業） 1- (5)	★児童指導員（※2）	1561
		★保育士（※3）	1562
		児童発達支援管理責任者	1563
心理担当職員		1564	
知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕 2- (33)	★児童指導員（※2）	1391	
	★保育士（※3）	1392	
知的障害児通園施設 2- (33)	★児童指導員（※2）	1401	
	★保育士（※3）	1402	
盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕 2- (33)	★児童指導員（※2）	1411	
	★保育士（※3）	1412	
肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕 2- (33)	★児童指導員（※2）	1421	
	★保育士（※3）	1422	
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設） 1- (6)	児童指導員	1431	
	保育士	1432	
	個別対応職員	1433	
	家庭支援専門相談員	1434	
	自立支援担当職員	1435	
重症心身障害児施設 2- (34)	★児童指導員（※2）	1441	
	★保育士（※3）	1442	
	心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443	

児童分野		施設・職種 コード		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種			
児童福祉法	児童自立支援施設 1- (7)	児童自立支援専門員	1451	
		児童生活支援員	1452	
		個別対応職員	1453	
		家庭支援専門相談員	1454	
		職業指導員	1455	
		自立支援担当職員	1456	
	児童家庭支援センター 1- (8)	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461	
	里親支援センター 1- (9)	里親制度等普及促進担当者	1641	
		里親等支援員	1642	
		里親研修等担当者	1643	
		家庭支援専門相談員	1644	
		自立支援担当職員	1645	
		養親等相談支援員	1646	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設 1- (10)	★指導員(※1)	1571
			★児童指導員(※2)	1572
			★保育士(※3)	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)	1575
			★障害福祉サービス経験者(※4)	1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設 1- (10)	★指導員(※1)	1571
			★児童指導員(※2)	1572
★保育士(※3)			1573	
児童発達支援管理責任者			1574	
機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)			1575	
★障害福祉サービス経験者(※4)			1576	
居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1- (10)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)	1577		
	児童発達支援管理責任者	1574		
保育所等訪問支援事業を行う施設 1- (10)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)	1577		
	児童発達支援管理責任者	1574		
障害児相談支援事業 1- (11)	相談支援専門員	1581		
	相談支援員	1582		
乳児院 2- (2)	児童指導員	2511		
	保育士	2512		
	個別対応職員	2513		
	家庭支援専門相談員	2514		
	里親支援専門相談員	2515		
医療型児童発達支援を行う施設 2- (13)	★児童指導員(※2)	5211		
	★保育士(※3)	5212		
	児童発達支援管理責任者	5213		
	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	5214		
指定発達支援医療機関 (肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び 独立行政法人国立病院機構が設置する 医療機関であって内閣総理大臣が 指定するもの)	★児童指導員(※2)	2451		
	★保育士(※3)	2452		

児童分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児童福祉法	児童自立生活援助事業を行っている施設 2- (22)	相談援助業務を行っている指導員	2531
		個別対応職員	2352
		自立支援担当職員	2353
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2- (25)	相談援助業務を行っている職員	2561
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 を行っている事業所 2- (84)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081
	若年被害女性等支援事業を行っている事業所 2- (89)	相談援助業務又は自立支援を行う職員	5221
	養育支援訪問事業を行っている事業所 2- (90)	訪問支援者	5231
	児童厚生施設（児童遊園を除く） 2- (91)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所 2- (92)	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っ ている事業所 2- (93)	支援コーディネーター	5261
		生活相談支援員	5262
		就労相談支援員	5263
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所 2- (94)	支援コーディネーター	5271
		母子支援員	5272
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 2- (95)	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所 2- (96)	相談援助業務を行っている職員	5291
こども家庭センター 2- (97)	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301	
	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302	
	統括支援員	5303	
地域子育て相談機関 2- (98)	相談支援業務を行っている職員	5311	
その他	利用者支援事業を行っている施設 2- (26)	相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業（障害児通園事業） 2- (12)	相談援助業務を行う職員（相談員）	2291
	地域生活 支援事業 障害児等療育支援事業を行っ ている施設 2- (37)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター 2- (21)	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜 間養護等事業） 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業〕 2- (23)	相談援助業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児（者）通園事業を行う施設 2- (29)	★児童指導員（※2）	2581
		★保育士（※3）	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関 2- (74)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点 2- (77)	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター 2- (85)	医療的ケア児等コーディネーター	5111

注意事項

- (※1) 「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (※2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (※3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (※4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

高齢者分野			施設・職種 コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
老人福祉法	養護老人ホーム	1- (21)	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	1- (21)	生活相談員	1061
	軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム (A型、B型)、 ケアハウスを含む)	1- (21)	生活相談員	1071
			主任生活相談員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	1- (21)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設	1- (21)	生活相談員	1091
	老人デイサービスセンター	1- (21)	生活相談員	1101
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	1- (21)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム	2- (3)	生活相談員	2271
その他	高齢者総合相談センター	2- (8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	2- (51)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (高齢者世話付住宅 (シルバーハウジ ング)、多くの高齢者が居住する集 合住宅等において実施する事業)	2- (52)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅	2- (53)	相談援助業務を行っている職員	2801

障害者分野		施設・職種 コード				
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種					
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所 1- (13)	身体障害者福祉司	1321			
		心理判定員	1322			
		職能判定員	1323			
		ケース・ワーカー	1324			
身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター (A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター〕	1- (14)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331			
点字図書館	2- (30)	相談援助業務を行っている職員	2321			
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター 1- (15)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341			
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342			
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343			
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344			
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 1- (20)	知的障害者福祉司	1351			
		心理判定員	1352			
		職能判定員	1353			
		ケース・ワーカー	1354			
障害者総合支援法	障害者支援施設 1- (25)	★生活支援員 (※7)	1121			
		就労支援員	1122			
		サービス管理責任者	1123			
	地域活動支援センター	1- (26)	★指導員 (※7)	1131		
	福祉ホーム	1- (27)	管理人	1141		
	基幹相談支援センター	2- (82)	相談援助業務を行っている職員	5121		
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕 2- (5)	★生活支援員 (※7)	2831		
			身体障害者療護施設	2- (5)	★生活支援員 (※7)	2841
			身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	2- (5)	★生活支援員 (※7)	2851
			身体障害者福祉工場	2- (5)	★指導員 (※7)	2861
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設 2- (6)	精神保健福祉士	1191		
			精神障害者社会復帰指導員	1192		
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2- (6)	精神保健福祉士	1201		
			精神障害者社会復帰指導員	1202		
	精神障害者福祉工場 2- (6)	精神保健福祉士	1211			
		精神障害者社会復帰指導員	1212			
	精神障害者福祉ホーム 2- (6)	管理人	1221			
		知的障害者更生施設 (入所、通所) 2- (7)	★生活支援員 (※7)	1231		
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2- (7)		★生活支援員 (※7)	1241		
			知的障害者通勤寮	2- (7)	★生活支援員 (※7)	1251
障害者福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1- (28)	★生活支援員 (※7)	1271			
		サービス管理責任者	1272			
	自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練) 1- (28)	★生活支援員 (※7)	1281			
		サービス管理責任者	1282			

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む) 1-(28)	★生活支援員(※7)	1291
			就労支援員	1292
			サービス管理責任者	1293
			職業指導員(相談援助を行う場合に限る)	1294
		就労継続支援を行う施設 (A型、B型) 1-(28)	★生活支援員(※7)	1301
			サービス管理責任者	1302
			職業指導員(相談援助を行う場合に限る)	1303
		就労定着支援を行う施設 1-(28)	就労定着支援員	1621
			サービス管理責任者	1622
		自立生活援助を行う施設 1-(28)	地域生活支援員	1631
	サービス管理責任者		1632	
	療養介護を行う施設 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	1261	
	短期入所を行う施設 {身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む} 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2341	
	重度障害者等包括支援を行う施設 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2351	
	共同生活介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2361	
共同生活援助を行う施設 {精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む} 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2371		
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2381	
	日中一時支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2391	
	障害者相談支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2431	
一般相談支援事業所 1-(29)	相談支援専門員	1591		
特定相談支援事業所 1-(30)	相談支援専門員	1601		
	相談支援員	1602		
相談支援事業を行う施設 2-(35)	相談支援専門員	2871		
のぞみの園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」 2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	2301	
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(66)	相談支援を担当する職員	2461	
		就労支援を担当する職員	2462	
<p>注意事項</p> <p>(※7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。</p>				

障害者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(67)	障害者職業カウンセラー	2471
		障害者職業カウンセラー	2481
	地域障害者職業センター 2-(68)	職場適応援助者	2482
		改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条 第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター 2-(72)	主任就業支援担当者	2501
		就業支援担当者	2502
主任職場定着支援担当者		2503	
生活支援担当職員		2504	
職業安定法	公共職業安定所 2-(73)	精神・発達障害者雇用サポーター	2981
		障害学生等雇用サポーター	2982

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
その他	知的障害者福祉工場	2- (16)	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	2- (30)	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業 を行っている施設	2- (38)	地域体制整備コーディネーター	2731
			地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業 を行っている施設	2- (39)	地域体制整備コーディネーター	2811
			地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を 行っている施設	2- (40)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他 医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援 を行っている施設	2- (41)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他 医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型 職場適応援助者助成金受給資格認定法人	2- (69)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適 応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適 応援助を行っている者	2491	
訪問型職場適応援助に係る受給資格 認定法人	2- (71)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員で あって、職場適応援助を行っている者	2921	

その他の分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511	
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512	
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513	
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514	
医療法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っ ている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係 る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健 医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521	
		退院後生活環境相談員	1522	
生活保護法	救護施設	1- (16)	生活指導員	1491
	更生施設	1- (16)	生活指導員	1501
	授産施設	2- (1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591
	宿所提供施設	2- (1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2- (65)	就労支援員	2931
	日常生活支援住居施設	2- (86)	生活支援員	5181
生活支援提供責任者			5182	
生活困窮者 自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている 自立相談支援機関	主任相談支援員	2941	
		相談支援員	2942	
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所		就労支援員	2943
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている 事業所	2- (63)	就労準備支援担当者	2944
	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)		2945	

その他の分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471	
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472	
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473	
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474	
		現業員・ケースワーカー	1481	
		家庭児童福祉主事	1482	
		家庭相談員	1483	
		面接相談員	1484	
		女性相談支援員	1485	
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486	
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487	
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488		
	隣保館	2- (9)	相談援助業務を行っている指導職員	2611
都道府県社会福祉協議会	2- (10)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2621	
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者〕 〔その他要援護者に対するものに限る。〕	2622	
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	2- (11)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2631	
		福祉活動専門員	2632	
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者〕 〔その他要援護者に対するものに限る。〕	2633	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談支援員	1531	
		心理支援員	1532	
		女性相談支援員	1533	
母子健康包括支援センター	1- (19)	女性自立支援施設	1541	
		入所者の自立支援を行う職員	1541	
母子健康包括支援センター	2- (78)	母子健康に関する各種の相談に応ずる職員	5171	
		産後ケア事業を実施する施設	2- (87)	相談に応ずる職員
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	2- (88)	女性相談支援員	5201
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	1- (22)	母子及び父子の相談を行う職員	1551
刑事収容施設法	刑事施設	2- (17)	刑務官	5011
			法務教官	5012
			法務技官（心理）	5013
			福祉専門官	5014
少年院法	少年院	2- (17)	法務教官	5021
			法務技官（心理）	5022
			福祉専門官	5023
少年鑑別所法	少年鑑別所	2- (17)	法務教官	5031
			法務技官（心理）	5032

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
更生保護法	地方更生保護委員会 2- (18)	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
更生保護法	保護観察所 2- (18)	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設 2- (19)	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所 2- (83)	家庭裁判所調査官	5131
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設 2- (20)	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター 2- (75)	難病相談支援員	5061
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2- (81)	相談援助業務を行っている職員	5141
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 2- (24)	相談援助業務を行っている相談員	2721
		母子・父子自立支援プログラム策定事業 2- (27)	母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業 2- (28)	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター 2- (54)	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕 2- (55)	就労支援員	2951
		ひきこもり地域支援センター 2- (56)	ひきこもり支援コーディネーター
	その他相談援助業務を行っている職員		2752
	地域生活定着支援センター 2- (57)	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 2- (58)	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター 2- (59)	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2- (60)	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2- (61)	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2- (62)	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
就労支援員		2893	
家計相談支援員		2894	
地域居住支援事業を行っている事業所 2- (64)	相談援助業務を行っている職員	5321	
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2- (76)	支援コーディネーター	5071	

その他の分野				施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
その他	地域若者サポートステーション	2- (79)	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター	2- (80)	相談援助業務を行っている職員	5161
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	2- (99)	相談援助業務を行っている相談員	9999

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード9999）。

この個別認定については、14ページに記載の厚生労働省社会・援護局長通知 別添1指定施設における業務の範囲等の4.に定められています。別途書類が必要となる場合があるので、出願前に研究センターにお問合せください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）（平成18年10月～19年3月）	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）（平成18年10月～19年3月）	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

入学願書（社会福祉士通信課程）

受付番号 ※学園記入欄			
フリガナ ----- 氏名		本籍地 都道府県	顔写真貼付欄 ・正面上半身脱帽 ・背景無地 ・縦4cm×横3cm ・撮影後3か月以内
(旧姓) (印)			
性別（実習必要者は記載すること）			
生年月日	年	月	日（満歳）
現住所 〒 -			
電話番号	()	FAX	()
携帯	()	Eメール	
勤務先（法人名・勤務先名称） 研究センター指定実習施設（P12～P13参照）： <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない			
勤務先住所 〒 -			
勤務先電話番号	()	職種・所属	
最終学歴	大学(年制) 短期大学(年制) 高等学校(年制) 学校(年制)		学部 学科
卒業年月日	年	月	日 卒業・卒業見込み
職歴	就業期間	勤務先	職種
	～		
	～		
ボランティア経験	ある (期間・内容など)		・ ない
資格	資格名(保健・福祉・医療に関する資格)	取得年月日	取得機関
入学資格 該当欄に☑	<input type="checkbox"/> (1) 4年制大学等卒業 <input type="checkbox"/> (2) 3年制短大等卒業+実務経験1年以上 <input type="checkbox"/> (3) 2年制短大等卒業+実務経験2年以上 <input type="checkbox"/> (4) 実務経験4年以上		

(注) ①「年」は、西暦でも和暦（元号付記）でもどちらでも可。

実務経験（見込）申告書

年 月 日

申告者

氏 名

㊟

住 所

電話番号

-

-

私の相談援助に関する実務経験は、次の通りですので所属長等の証明書を添えて申告します。

施設・職種 コード	所属している（し ていた）機関・施 設等（施設種類）	職 種	期 間	証明権者 （施設・機関代表者）
			年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月)	
			年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月)	
			年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月)	
			年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月)	

- (注) ①「年」は、西暦でも和暦（元号付記）でもどちらでも可。
②上記の内容は「実務経験証明書（個票）」の記載内容と一致することが必要です。
③施設・職種コード及び施設種類、職種は「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類、職種名を記入してください。それ以外の名称を記入されても入学選考の対象となりませんのでご注意ください。
④入学資格区分で短期大学等卒業の方の実務経験は短大卒業後の実務経験に限ります。
⑤「見込み」の場合は当用紙をコピーし提出してください。なお、4月に確認のため再度「実務経験（見込）申告書」を提出していただきますので、当用紙は大切に保管しておいてください。

実務経験証明書（個票）

フリガナ	生年月日		
氏名	年 月 日 (満 歳)		
施設種類 (注) ③参照			
職種 (注) ③参照		施設・職種 コード	
相談援助業務従事年月数	年 月		
※ (1) (2) (3) のいずれかにご記入ください			
(1) 上記の者は 年 月 日から当施設・機関において相談援助業務に従事している者であることを証明します。			
(2) 上記の者は 年 月 日から 年 月 日まで当施設・機関において相談援助業務を行うものとして勤務する見込みであることを証明します。			
(3) 上記の者は 年 月 日から 年 月 日まで当施設・機関において相談援助業務に従事していた者であることを証明します。			
年 月 日			
所在地 _____			
施設・機関名（施設種類） _____			
電話番号 - _____			
施設・機関代表者 _____ 公印			

- (注) ①「年」は、西暦でも和暦（元号付記）でもどちらでも可。
- ②上記の内容は「実務経験（見込）申告書」の記載内容と一致することが必要です。
- ③施設・職種コード及び施設種類、職種は「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類、職種名を記入してください。
- ④証明内容を訂正した場合は証明者の印を押印してください。
- ⑤本証明書は1か所の施設・機関において1通必要です。複数必要な場合はコピーしてご使用ください。
- ⑥見込みの場合は、当用紙をコピーして使用してください。入学後、速やかに正規の証明書をご提出ください。

小論文用紙

(社会福祉士通信課程)

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
テーマ	「わたしが社会福祉士を目指す理由」

5

10

15

20

5

10

15

20

20×20

5

10

15

20

5

10

15

20

20×20

◆入学試験に関するご質問等は、下記にお問合わせください。◆

学校法人みどり学園 大阪健康福祉短期大学 附属福祉実践研究センターしまね支部
社会福祉士通信課程 入試係

TEL 0854-32-4198 FAX 0854-32-4197 E-mail: syafuku@kenko-fukushi.ac.jp